

後見/保佐/補助の開始手続に要する費用と書類

(書類の左側にある番号は、『必要書類等チェックリスト』の書類 No と同じ番号です。)

(1) 申立ての際に必要な費用

	内 容	納付方法	費 用
2	申立費用	収入印紙	1件につき800円
3	連絡、審判書送達等費用	郵便切手	計3400円分 内訳 500円×2枚 200円×5枚 80円×15枚 10円×20枚
4	後見/保佐/補助開始の登記費用	登記印紙	4000円
5	鑑定費用 (但し後見・保佐の場合) 後見/保佐開始の場合は、原則として本人の判断能力について医師等の鑑定が必要です。 補助開始の場合も、同様の鑑定を行う場合があります。	現金	10万円
6	鑑定費用の余剰分を返金する金融機関、口座番号名等控え(申立人名義) 納めていただいた費用で鑑定費用を払っても、まれに余りが出ることがあります。そのため返金する口座を届出していただく必要があります(郵便貯金口座は不可)。		

* 収入印紙・郵便切手・登記印紙は、当裁判所の地下にある売店でも販売しています。

(2) 申立てには『申立書』以外に次の書類が1部ずつ必要です。

診断書以外は郵便で取り寄せることができます。

	必 要 書 類	申 請 先	費 用
7	本人の診断書及び診断書の記載内容等についてのお尋ね	病院, 医院, 診療所など	申請先による
9	申立人の戸籍謄本	本籍のある市区町村役場	450円
8	本人の戸籍謄本	同上	450円
11	本人の戸籍附票	同上	200円
10	後見人等候補者の戸籍謄本	同上	450円
15	後見人等候補者の身分証明書 「身分証明書」は次の事項を全て証明してもらってください。 『 <u>禁治産または準禁治産の宣告を受けていない</u> 』 『 <u>後見の登記の通知を受けていない</u> 』 『 <u>破産の宣告を受けていない</u> 』	同上	500円
12	後見人等候補者の住民票	住所のある市区町村役場	200円
13	本人の登記されていないことの証明書 「登記されていないことの証明書」とは、成年被後見人 被補佐人等の登録がなされていないことを証明するもの です。 「登記されていないことの証明書」では、次の事項を証明してもらってください。 後見登記等ファイルに 『成年被後見人, 被保佐人, 被補助人, 任意後見契約』の本人とする記録がないこと (法務局に提出する戸籍等が必要なことがあります。「申立てに必要な書類等に関するもの」をご覧ください。)	東京法務局又は各地の法 務局の本局	500円
14	候補者の登記されていないことの証明書	同上	500円

(裏面に続く)

- * 戸籍謄本等の費用は大阪市で申請する場合の金額です。
- * 戸籍謄本等の資料は、申立て直前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- * 当事者（申立人、本人、候補者）が同じ戸籍に記載されている場合は、重ねて提出する必要はありません。
- * 当事者（申立人、本人、候補者）が外国籍の方の場合：戸籍謄本や住民票に代えて外国人登録の証明書が必要になります。（申請先：住所地の市区町村役場、費用：200円）

	必要書類	申請先	費用
16	本人に関する照会書 『本人用照会書記載例』をよく読んで記入してください。		
17	本人に関する資料 以下のものは、原本とA4判のコピーをお持ちください。 コピーの取り方は、『預貯金通帳コピー例』を参照してください。		
1	健康状態が分かる資料 精神障害者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、要介護の程度が分かるもの（介護保険認定書など） 施設や福祉機関等が管理している場合は、原本の貸出やコピーが可能か事前に問い合わせて、準備できるものはあらかじめご準備ください。		
2	不動産についての資料（原則として、原本を提出していただいていますのでコピーは不要です。）		
	土地建物登記簿謄本	不動産所在地の法務局	
	権利証書とは違いますので、 <u>ご注意ください</u> 。また、所在地は住所表示と異なることがあります。権利証書等でご確認ください。		
	固定資産税評価証明書	不動産所在地の各市町村役場	
	※不動産の所在地が戸籍等のある市町村役場と同じ場合は、同時に申請されると便利かと思われます。		
3	預貯金、投資信託、株式についての資料 通帳、残高証明書、預かり証、株式の残高報告書等 コピー箇所は、通帳の表紙、表紙の裏面（口座番号や支店名を確認するため）、記載のある箇所（定期預金がある場合はその部分も）をお願いします。		
4	生命保険、損害保険についての資料 生命保険証書等		
5	負債についての資料 金銭消費貸借契約書、返済明細書等	金融機関等	
6	収入についての資料 確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書等		
7	支出についての資料 各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書、家賃・医療費・施設費の領収書等 (領収書等は、直前の3か月分を提出して下さい。)		
18	候補者に関する照会書（候補者の財産に関する資料は不要です。）		